

## 資料57 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など（運搬手段（ミサイル））

区分	条約など	概要
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOG: Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation) (注1)	○弾道ミサイルの拡散防止、弾道ミサイルの実験・開発・配備の自制などの原則と信頼醸成のための措置を主な内容とした政治的合意 ○02（平成14）年採択 ○参加国 130か国
不拡散のための輸出管理体制	ミサイル技術管理レジーム (MTCR: Missile Technology Control Regime) (注2)	○大量破壊兵器の運搬手段となるミサイルおよびその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制。 ○87（昭62）年設立 ○参加国 34か国

- (注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtcr/index.html>>参照  
2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtcr/mtcr.html>>参照

## 資料58 特定の通常兵器の軍備管理関連条約など

区分	条約など	概要
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW: Convention on prohibitions or restrictions on the use of Certain conventional Weapons which may be deemed to be excessively injurious or to have indiscriminate effects) (注1)	○附属議定書Ⅰ：検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書 締約国103か国 附属議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ及び他の類いの装置の使用禁止又は制限に関する議定書 締約国90か国 改正附属議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ等の使用禁止又は制限に関する議定書 締約国89か国 附属議定書Ⅲ：焼夷兵器の使用禁止又は制限に関する議定書 締約国98か国 附属議定書Ⅳ：失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書 締約国89か国 附属議定書Ⅴ：爆発性戦争残存物に関する議定書 締約国43か国 日本は、Ⅰ～Ⅳまでの附属議定書を締約 (締約国は、6月9日現在) ○83（昭58）年発効 ○締約国 105か国
	対人地雷禁止条約（オタワ条約） (注2)	○対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、貯蔵地雷の4年以内の廃棄、埋設地雷の10年以内の除去等を義務付けるとともに、地雷除去、犠牲者支援についての国際協力・援助等を規定 ○99（平成11）年発効 ○締約国 156か国
	小型武器の非合法取引規制	国連を中心に小型武器の非合法取引の規制や過剰蓄積の削減の方途について検討中
	国連軍備登録制度	軍備の透明性の向上をねらいとして、わが国がEC（European Community）諸国（当時）などとともに提案し、92（平成4）年に発足した。各国は、7種類の装備品（注3）について、その年間輸出入数量、輸出入先などを国連に登録することとなっている。
不拡散のための輸出管理体制	ワッセナー・アレンジメント (注4)	○以下の点を目的とした国際的輸出管理レジーム (1) 通常兵器および機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大およびより責任ある管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、地域および国際社会の安全と安定に寄与 (2) グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリスト・グループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止 ○96（平成8）年に設立 ○参加国 40か国

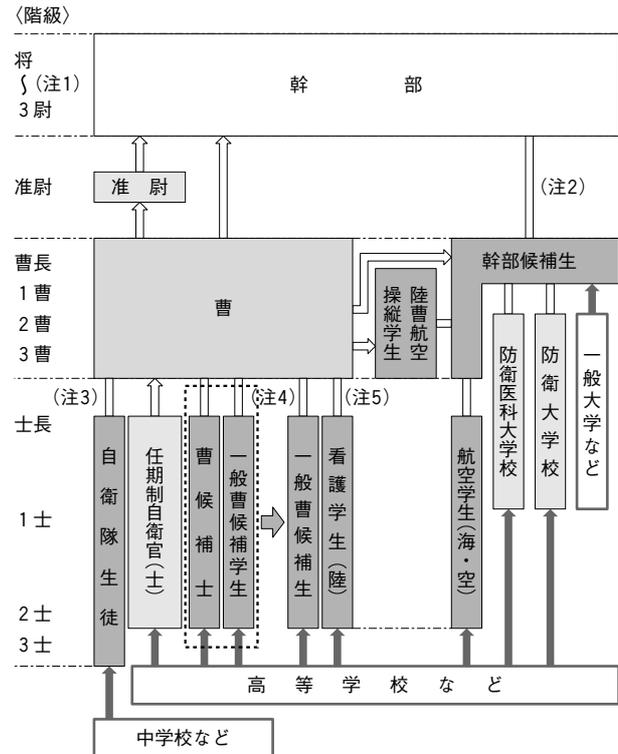
- (注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/ccw/ccw.html>>参照  
2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/index.html>>参照  
3 7種類の装備品：①戦車、②装甲戦闘車両、③大口徑火砲システム、④戦闘用航空機、⑤攻撃ヘリコプター、⑥軍用艦艇、⑦ミサイルとミサイル発射装置。また、03（平成15）年行われた制度見直しによりMANPADSが「ミサイルとミサイル発射装置」のサブカテゴリー（小項目）として追加登録された。  
4 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/wa/index.html>>参照

## 資料59 防衛省職員の内訳

(2008. 3. 31現在の定員)

防衛省職員	特別職	定員内	防衛大臣	
			防衛副大臣	
			大臣政務官(2人)	
		自衛隊の隊員	大臣秘書官	
			事務次官	
			防衛参事官等	532人
			事務官等	22,404人
			自衛官	248,647人
			即応予備自衛官	8,425人
			予備自衛官	47,900人
	定員外	予備自衛官補	2,875人	
		防衛大学校学生		
		防衛医科大学校学生		
		非常勤職員		
		非常勤職員		
一般職	定員内	事務官等	30人	
	定員外	非常勤職員		

## 資料61 自衛官の任用制度の概要



- (注) 1 幹部の階級は、将、将補、1佐、2佐、3佐、1尉、2尉、3尉に区分
- 2 医科歯科幹部候補生は、医師、歯科医師国家試験に合格し、所定の教育訓練を修了すれば、2尉に昇任
- 3 海上自衛隊および航空自衛隊生徒については、19年度採用を最後に、以降の募集を行わないこととした。一方、陸上自衛隊生徒については、21年度の採用から、自衛官の身分ではなく、定員外の新たな身分である「生徒」に変更する予定。
- 4 昨年度の募集から、一般曹候補生と曹候補士を一本化し、「一般曹候補生」として採用。
- 5 看護師国家試験に合格すれば、2曹に昇任
- 6 ➡：採用試験、⇨：試験または選考

## 資料60 自衛官の定員及び現員

(2008. 3. 31現在)

区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合計
定員	153,220	45,716	47,313	2,398	248,647
現員	138,422	44,088	45,594	2,187	230,291
充足率(%)	90.3	96.4	96.4	91.2	92.6

区分	非任期制自衛官				任期制自衛官
	幹部	准尉	曹	士	士
定員	45,046	5,056	138,436		60,109
現員	41,453 (1,671)	4,846 ( 8)	136,429 (5,494)	18,344 (1,226)	29,219 (2,841)
充足率(%)	92.0	95.8	98.6		79.1

(注) ( ) は女子で内数

資料62 自衛官などの応募及び採用状況（平成19年度）

区 分		応 募 者 数	採 用 者 数	倍 率	
一般・技術幹部候補生	陸	3,160 ( 463)	165 ( 13)	19.2 ( 35.6)	
	海	1,092 ( 138)	94 ( 9)	11.6 ( 15.3)	
	空	1,402 ( 176)	47 ( 8)	29.8 ( 22.0)	
	計	5,654 ( 777)	306 ( 30)	18.5 ( 25.9)	
曹	技術海曹	海	201 ( 49)	32 ( 11)	6.3 ( 4.5)
	陸上自衛官(看護)	陸	13 ( 8)	3 ( 2)	4.3 ( 4.0)
一般曹候補学生	陸	15,150 (2,127)	4,620 ( 184)	3.3 ( 11.5)	
	海	4,377 ( 624)	1,200 ( 82)	3.6 ( 7.6)	
	空	7,127 ( 911)	1,174 ( 116)	6.1 ( 7.9)	
	計	26,654 (3,662)	6,994 ( 382)	3.8 ( 9.6)	
自衛隊生徒	陸	4,156	244	17.0	
	海				
	空				
	計	4,156	244	17.0	
航空学生	海	652 ( 52)	70 ( 5)	9.3 ( 10.4)	
	空	1,811 ( 94)	65	27.9	
	計	2,463 ( 146)	135 ( 5)	18.2 ( 29.2)	
看護学生	陸	2,960 (2,293)	66 ( 57)	44.8 ( 40.2)	
2 士	陸	17,860 (2,057)	5,107 ( 500)	3.5 ( 4.1)	
	海	4,555 ( 635)	1,512 ( 152)	3.0 ( 4.2)	
	空	5,284 ( 644)	1,738 ( 162)	3.0 ( 4.0)	
	計	27,699 (3,336)	8,357 ( 814)	3.3 ( 4.1)	
防衛大学校学生	推 薦	人社	131 ( 30)	28 ( 5)	4.7 ( 6.0)
		理工	216 ( 22)	96 ( 5)	2.3 ( 4.4)
		計	347 ( 52)	124 ( 10)	2.8 ( 5.2)
	一 般	人社	5,320 (1,897)	59 ( 6)	90.2 (316.2)
		理工	8,358 (1,379)	271 ( 27)	30.8 ( 51.1)
		計	13,678 (3,276)	330 ( 33)	41.4 ( 99.3)
防衛医科大学校学生		5,306 (1,497)	79 ( 15)	67.2 ( 99.8)	

- (注) 1 ( ) は女子で内数  
2 数値は平成19年度における自衛官などの募集に係るものである。

資料63 自衛官の階級と定年年齢

階 級	略 称	定年年齢
陸将・海将・空将	将	60歳
陸将補・海将補・空将補	将補	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1佐	56歳
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2佐	
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3佐	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1尉	54歳
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2尉	
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3尉	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長	
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1曹	
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2曹	53歳
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3曹	
陸士長・海士長・空士長	士長	
1等陸士・1等海士・1等空士	1士	—
2等陸士・2等海士・2等空士	2士	
3等陸士・3等海士・3等空士	3士	

- (注) 1 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長または航空幕僚長の職にある陸将、海将または空将である自衛官の定年は、年齢62歳  
2 医師、歯科医師または薬剤師である自衛官、音楽などの職務にたずさわる自衛官の定年は、年齢60歳

資料64 予備自衛官などの制度の概要

	即応予備自衛官	予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	○防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令などを受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務	○防衛招集命令、災害招集命令を受けて自衛官となって勤務	○教育訓練修了後、予備自衛官として任用
採用対象	○元自衛官、元予備自衛官	○元自衛官、元予備自衛官、元即応予備自衛官	(一般・技能共通) ○自衛官未経験者(自衛官勤務1年未満の者を含む。)
採用年齢	○士：18歳以上32歳未満 ○幹・准・曹：定年年齢に3年を減じた年齢未満	○士：18歳以上37歳未満 ○幹・准・曹：定年年齢に2年を加えた年齢未満	○一般は、18歳以上34歳未満、技能は、18歳以上で保有する技能に応じ53歳から55歳未満
採用など	○志願に基づき選考により採用	○志願に基づき選考により採用 ○教育訓練を修了した予備自衛官補は予備自衛官に任用	○一般：志願に基づき試験により採用 ○技能：志願に基づき選考により採用
階級の指定	○元自衛官：退職時階級が原則 ○元予備自衛官：退職時指定階級が原則	○元自衛官：退職時の階級が原則 ○元予備自衛官：退職時の階級 ○即応予備自衛官：現に指定されている階級 ○予備自衛官補 ・一般：2士 ・技能：技能に応じ指定	○階級は指定しない
任用期間	○3年／1任期	○3年／1任期	○一般：3年以内 ○技能：2年以内
(教育) 訓練	○30日／年	○法律では20日／年以内。ただし、5日／年で運用	○一般：50日／3年以内(新隊員教育課程(前期)に相当) ○技能：10日／2年以内(専門技能を活用し、自衛官として勤務するための教育)
昇進	○勤務期間(出頭日数)を満足した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	○勤務期間(出頭日数)を満足した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	○指定階級がないことから昇進はない
処遇など	○訓練招集手当：10,400～14,200円／日 ○即応予備自衛官手当：16,000円／月 ○勤続報奨金：120,000円／1任期 ○雇用企業給付金：42,500円／月	○訓練招集手当：8,100円／日 ○予備自衛官手当：4,000円／月	○教育訓練招集手当：7,900円／日 ○防衛招集等応招義務は課さないことから、予備自衛官手当に相当する手当は支給しない
応招義務等	○防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集	○防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	○教育訓練招集

## 資料65 予備自衛官補の採用などの状況（平成19年度）

		受験者数	合格者数	採用者数
一	般	1,995人	1,359人	1,107人
技 能	衛生・甲	28人	20人	20人
	衛生・乙	111人	74人	67人
	語学	59人	39人	37人
	整備	40人	32人	25人
	情報処理	30人	17人	13人
	通信	12人	9人	8人
	電気	10人	6人	5人
	建設	53人	35人	30人
	小計	343人	232人	205人
合	計	2,338人	1,591人	1,312人

- (注) 1 採用欄は平成19年度内における採用者数  
 2 衛生・甲：医師、歯科医師、薬剤師  
 3 衛生・乙：理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師、救急救命士（准看護師の資格を併せて保有する者）、栄養士、准看護師、歯科技工士  
 4 語学：英語 外国語短期大学等以上卒業者又は実用英語技能検定（英検）試験準1級以上若しくはこれと同等以上の能力を有する者  
 ロシア・中国・朝鮮語 外国語短期大学等以上卒業者又はこれと同等以上の能力を有する者  
 5 整備：1級大型又は小型自動車整備士、1級又は2級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ゼゼル自動車整備士  
 6 情報処理：システム監査技術者試験、システムアナリスト試験、プロジェクトマネージャー試験、アプリケーションエンジニア試験、プロダクションエンジニア試験、第1種情報処理技術者試験、ソフトウェア開発技術者試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、システム運用管理エンジニア試験、テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験、テクニカルエンジニア（データベース）試験、テクニカルエンジニア（システム管理）試験、テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験、テクニカルエンジニア（エンベッドシステム）試験、上級システムアドミニストレータ試験、情報セキュリティアドミニストレータ試験、第2種情報処理技術者試験、基本情報技術者試験  
 7 通信：第1・2・3級総合無線通信士、第1・2級陸上無線技術士、A1第1種工事担任者、アナログ第1種工事担任者、D第1種工事担任者、デジタル第1種工事担任者、A1・D総合種工事担任者、アナログ・デジタル総合種工事担任者  
 8 電気：第1・2・3種電気主任技術者免状の交付を受けている者  
 9 建設：1・2建築士、測量士、測量士補、1・2級建設機械施工技士

## 資料66 自衛官の心がまえ

(昭和36年6月28日制定)

古い歴史とすぐれた伝統をもつわが国は、多くの試練を経て、民主主義を基調とする国家として発展しつつある。その理想は、自由と平和を愛し、社会福祉を増進し、正義と秩序を基とする世界平和に寄与することにある。これがためには民主主義を基調とするわが国の平和と独立を守り、国の存立と安全を確保することが必要である。

世界の現実をみると、国際協力による戦争の防止のための努力はますます強まっており、他方において、巨大な破壊力をもつ兵器

の開発は大規模な戦争の発生を困難にし、これを抑制する力を強めている。しかしながら国際間の紛争は依然としてあとを絶たず、各国はそれぞれ自国の平和と独立を守るため、必要な防衛態勢を整えてその存立と安全をはかっている。

日本国民は、人類の英知と諸国民の協力により、世界に恒久の平和が実現することを心から願いつつ、みずから守るため今日の自衛隊を築きあげた。

自衛隊の使命は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことにある。

自衛隊は、わが国に対する直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行なわれるときは、これを排除することを主たる任務とする。

自衛隊はつねに国民とともに存在する。したがって民主政治の原則により、その最高指揮官は内閣の代表としての内閣総理大臣であり、その運営の基本については国会の統制を受けるものである。

自衛官は、有事においてはもちろん平時においても、つねに国民の心を自己の心とし、一身の利害を越えて公につくすことに誇りをもちなければならない。

自衛官の精神の基盤となるものは健全な国民精神である。わけても自己を高め、人を愛し、民族と祖国をおもう心は、正しい民族愛、祖国愛としてつねに自衛官の精神の基調となるものである。

われわれは自衛官の本質にかえりみ、政治的活動に関与せず、自衛官としての名誉ある使命に深く思いをいたし、高い誇りをもち、次に掲げるところを基本として日夜訓練に励み、修養を怠らず、ことに臨んでは、身をもって職責を完遂する覚悟がなくてはならない。

## 1 使命の自覚

- 1 祖先より受けつぎ、これを充実発展せしめて次の世代に伝える日本の国、その国民と国土を外部の侵略から守る。
- 2 自由と責任の上に築かれる国民生活の平和と秩序を守る。

## 2 個人の充実

- 1 積極的でかたよりのない立派な社会人としての性格の形成に努め、正しい判断力を養う。
- 2 知性、自発率先、信頼性及び体力等の諸要素について、ひろく調和のとれた個性を伸展する。

## 3 責任の遂行

- 1 勇気と忍耐をもって、責任の命ずるところ、身をしていして任務を遂行する。
- 2 僚友互いに真愛の情をもって結び、公に奉ずる心を基とし、その持場を守りぬく。

## 4 規律の厳守

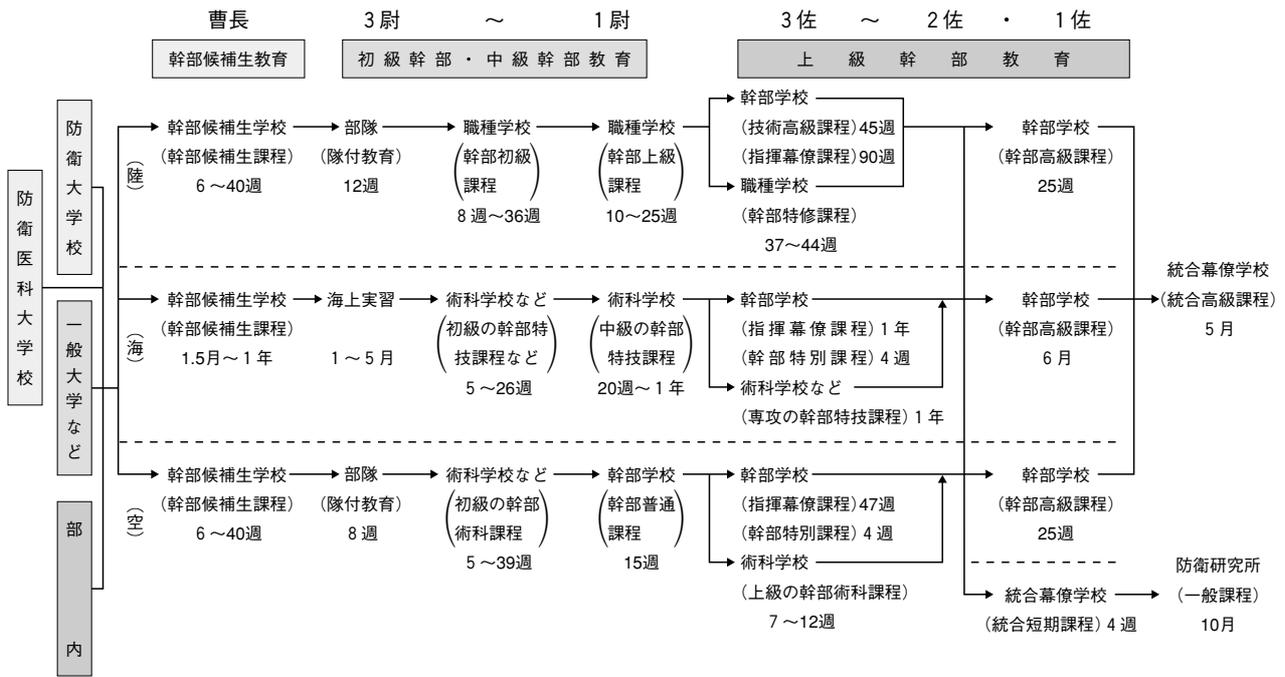
- 1 規律を部隊の生命とし、法令の遵守と命令に対する服従は、誠実厳正に行なう。
- 2 命令を適切にするとともに、自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する。

## 5 団結の強化

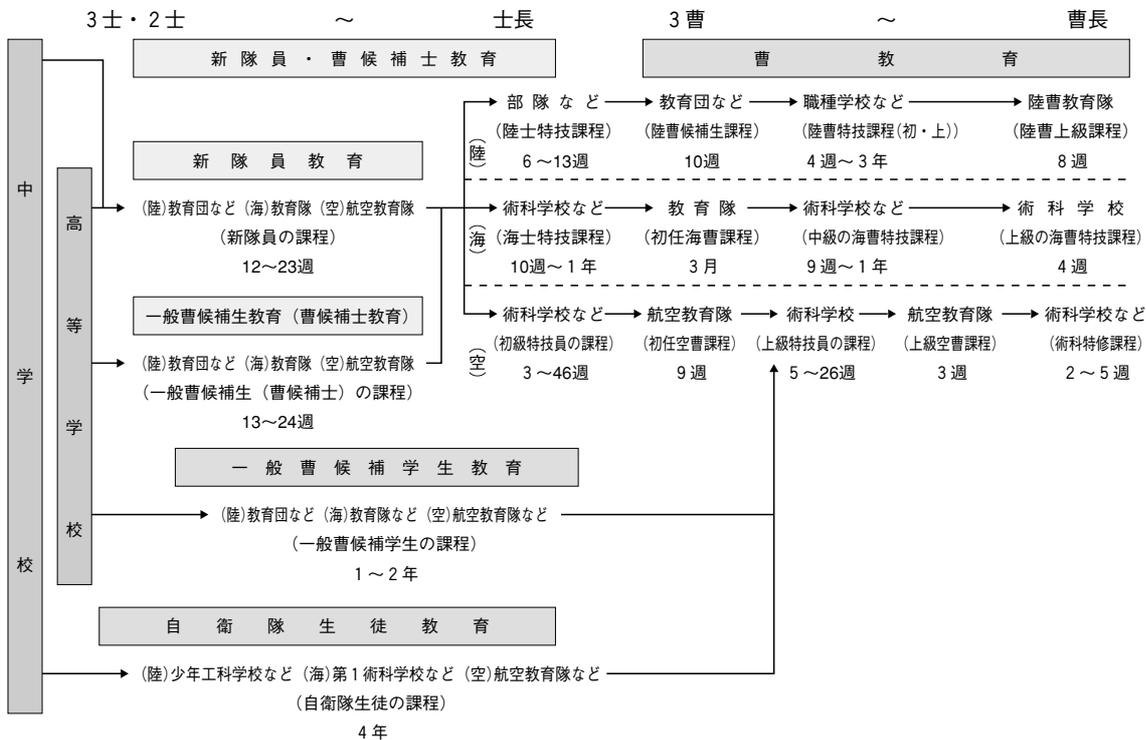
- 1 卓越した統率と情味ある結合のなかに、苦難と試練に耐える集団としての確信をつちかう。
- 2 陸、海、空、心を一にして精強に励み、祖国と民族の存立のため、全力をつくしてその負託にこたえる。

資料67 自衛官の教育体系の概要

1 幹部自衛官及び幹部候補生



2 曹士自衛官



資料68 留学生受入実績（平成19年度）

（単位：人）

機関名	国名												
	米 国	タ イ	韓 国	仏	インド ネシア	中国	シンガ ポール	ベト ナム	カンボ ジア	インド	パキス タン	モン ゴル	小 計
防 衛 研 究 所	3	1				1				1			6
防 衛 大 学 校	3	5	7	2	3			4	3			2	29
陸 上 自 衛 隊 （幹部学校等）	3	1	3								4		11
海 上 自 衛 隊 （幹部学校等）		1	1							1			3
航 空 自 衛 隊 （幹部学校等）		4	4				1						9
統 合 幕 僚 学 校		1	1										2
合 計	9	13	16	2	3	1	1	4	3	2	4	2	60

資料69 主要演習実績（平成19年度）

演習名	期間	場所	参加部隊等		備考		
			防衛省・自衛隊	部外関係機関等			
陸上自衛隊 協同転地演習	北方転地	19.6.20 ～8.4	西部方面区～東 部方面区（矢臼 別演習場）	第8師団基幹 人 員 約3250名 車 両 約1000両		陸・海・空各種移動手 段を併用した長距離機 動能力の向上および 海・空自衛隊との協同 訓練を実施して、師団 以下の統合作戦能力の 向上を図る。	
				第6師団基幹 人 員 約1000名 車 両 約250両			
	南方転地	第1次	19.7.2 ～7.14	東北方面区～東 部方面区（東富 士演習場等）			第5旅団 第27普通科連隊基幹 人 員 約300名 車 両 約90両
		第2次	19.7.11 ～7.24	北部方面区～東 部方面区（東富 士演習場等）			第1特科団 第4特科群基幹 人 員 約350名 車 両 約75両
第3次	19.12.3 ～12.16						
海上自衛隊 海上自衛隊演習	図上演習	19.9.18 ～9.22	海上自衛隊幹部 学校及びその他 参加部隊所在地	自衛艦隊の各司令部、各地方総監 部等の人員 約400名		上級指揮者の情勢判断 及び部隊運用の演練	
航空自衛隊 航空総隊 統合訓練	指揮所訓練	20.2.25 ～2.26	航空総隊司令部 （府中）等	航空総隊等		武力攻撃予測事態から 武力攻撃事態に至る間 の一連の指揮・幕僚活 動の演練	
統 合	自衛隊統合演習 （指揮所演習）	20.2.4 ～2.7	市ヶ谷駐屯地等	統幕、情報本部、陸・海・空幕、 各方面隊、中央即応集団、自衛艦 隊、各地方隊、航空総隊、航空支 援集団等 約330名		武力攻撃事態等各種の 事態に際しての自衛隊 の一体的な運用につい て演練し、自衛隊の統 合運用能力の維持・向 上を図る。	
	日米共同統合演習 （実動演習）	19.11.5 ～11.16	わが国各地の自 衛隊及び米軍の 基地等ならびに 我が国周辺海・空域	統幕、情報本部、内部部局、陸・ 海・空幕、各方面隊、中央即応集 団、警務隊等、自衛艦隊、各地方 隊、教育航空集団、海上自衛隊補 給本部等、航空総隊、航空史演習 団、航空システム通信隊等 約22,500名 艦 艇 約90隻 航空機 約400機	在日米軍司令部、 在日米各軍司令部、 第7艦隊、第5空 軍、在日米陸軍、 第3海兵機動展開 部隊等 約8,500名 艦 艇 約10隻 航空機 約50機	わが国防衛のための日 米共同対処および周辺 事態等各種の事態に際 して必要な自衛隊相互 および自衛隊・米軍間 の連携要領を実動によ り演練し、共同統合運 用能力の維持・向上を 図る。	

演習名	期間	場所	参加部隊等		備考	
			防衛省・自衛隊	部外関係機関等		
統 合	自衛隊統合防災演習 (実動演習)	19.8.29 ～9.1	演習実施部隊等の所在地及び静岡県総合防災訓練会場並びに同周辺海空域等	統幕、情報本部、陸・海・空幕、各方面隊、中央即応集団、通信団、警務隊、情報保全隊、富士学校、航空学校、施設学校、通信学校、自衛艦隊、横須賀地方隊、教育航空集団、システム通信隊群、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空システム通信隊等 人員 約3,000名 車両 約600両 航空機 約70機 艦艇 5隻	内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、海上保安庁等	東海地域震災発生時等における自衛隊の統合運用による対処要領を関係機関と共同して実践的に演練し、統合防災対処能力の維持・向上を図るとともに、自衛隊東海地震対処計画の検証に資する。
	自衛隊統合防災演習 (指揮所演習)	19.9.26 ～28	演習実施部隊等の所在地及び静岡県庁	統幕幕僚監部、情報本部、陸・海・空幕、各方面隊、中央即応集団、通信団、警務隊、情報保全隊、中央管制気象隊、富士学校、航空学校、施設学校、通信学校、補給統制本部、自衛艦隊、横須賀地方隊、教育航空集団、システム通信隊群、第2術科学校、自衛隊横須賀病院、補給本部、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空システム通信隊、航空自衛隊補給本部 人員：約1,000名	静岡県庁 人員：約130名	東海地震発生時等における自衛隊の統合運用時の指揮所活動を演練し、統合防災対処能力の維持・向上を図るとともに、自衛隊東海地震対処計画の検証に資する。
	国際平和協力演習	20.2.25 ～27	市ヶ谷駐屯地	統幕、情報本部、陸・海・空幕、西部方面隊、中央即応集団、自衛艦隊、航空支援集団 人員：110名	国連高等難民弁務官事務所、国際移住機関、国連児童基金、日本赤十字社、災害人道医療支援会(NGO)、外務省国際協力局、国際協力機構、ジャパン・プラットフォーム(NGO)、オーストラリア大使館 人員：16名	自衛隊の国際緊急援助活動について、幕僚監部等における幕僚活動、各組織間の連携等を演練し、自衛隊の統合運用能力の向上を図る。

## 資料70 警察との共同訓練実績(平成19年度)

月日	場所 (駐屯地)	参加部隊など	
		陸自側	警察側
19. 6. 8	相馬原	第12旅団 (群馬県榛東村)	栃木県警 群馬県警
19.11.22	守山	第10師団 (愛知県名古屋市)	岐阜県警 愛知県警 三重県警
19.12.14	松山	第14旅団 (香川県善通寺市)	愛媛県警 高知県警
20. 1.29	駒門	第1師団 (東京都練馬区)	神奈川県警 静岡県警 山梨県警
20. 1.31	海田市	第13旅団 (広島県海田町)	広島県警 島根県警 岡山県警 山口県警 鳥取県警
20. 2.13	大村	第4師団 (福岡県春日市)	佐賀県警 大分県警 長崎県警
20. 2.19	北熊本	第8師団 (熊本県熊本市)	熊本県警 宮崎県警 鹿児島県警
20. 3.17	東千歳	第7師団 (北海道千歳市)	北海道警

資料71 各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績（平成19年度）

	訓練名	期間	場所	派遣部隊
陸上自衛隊	ホーク・中SAM部隊実射訓練	19.8.25～ 11.22	米国ニューメキシコ州マクレガー射場	17個高射中隊
	米国における射撃訓練	19.9.6～ 9.15	米国ワシントン州ヤキマ演習場	第8師団の普通科部隊および155ミリリゅう弾砲部隊、第7師団基幹の戦車部隊、西部方面隊の対戦車ヘリコプター部隊
	地对艦ミサイル部隊実射訓練	19.9.16～ 11.19	米国カリフォルニア州ポイントマグー射場	6個地对艦ミサイル連隊、特科教導隊
海上自衛隊	護衛艦等の米国派遣訓練	19.5.16～ 8.1	ハワイ周辺の中部太平洋 米国西岸周辺海域	護衛艦 3隻
	固定翼哨戒機の米国派遣訓練	19.6.18～ 7.25	ハワイ周辺の中部太平洋等	P-3C 5機
	敷設艦「むろと」のグアム方面派遣訓練	19.9.4～ 10.29	グアム島方面	敷設艦 1隻
	潜水艦の米国派遣訓練	19.8.23～ 11.29	ハワイ周辺の中部太平洋など	潜水艦 1隻
航空自衛隊	高射部隊等年次射撃	19.8.13～ 12.1	米国ニューメキシコ州マクレガー射場、ホワイトサンズ射場	12個高射隊、高射教導隊、8個基地防空隊
	戦術空輸訓練	19.10.22～ 11.9	米国ミズーリ州ローゼンクランス州空軍基地及びアリゾナ州リビー陸軍飛行場並びに同周辺空域	第1輸送航空隊

資料72 技術研究本部で研究中の最先端技術

分類	項目名	概要	開始年度	終了予定年度
航空機	高運動ステルス機技術のシステム・インテグレーションの概要	ステルス技術、エンジン技術、飛行制御技術、複合材技術など、これまで蓄積してきた先進的な航空機技術の成果を統合したシステム・インテグレーションに関する詳細な設計技術	08	10
誘導兵器	先進SAM要素技術	超低空や高々度から超音速で飛来する小型超音速目標を、長～近距離の多層構造で迎撃するためのミサイルシステム実現に関する技術	05	12
	将来ネットワーク型多目的誘導弾システム	自動的に探索・識別した目標情報をネットワークを用いて伝送可能な多目的誘導弾に関する技術	08	12
艦中武器	魚雷誘導制御装置	艦艇の隠密性、魚雷防御能力の向上に対処するため、目標識別能力に優れた画像ホーミング方式による魚雷誘導制御技術	02	09
	被探知防止・耐衝撃潜水艦構造	潜水艦が発生する雑音を低減する被探知防止技術、および耐衝撃特性を向上させる潜水艦構造に関する技術	07	14
電子機器	光波自己防御システム	輸送機などの大型機およびヘリコプタに対する赤外線誘導方式の携行型地对空誘導ミサイルの脅威に有効に対処するため、大型機などの搭載環境下で適合する光波自己防御システムに関する技術	04	09
	2波長赤外線センサー技術	高温動作、量産性に優れ、目標物体の抽出、識別性能の向上が見込まれる2波長赤外線センサに関する技術	05	14
その他	先進個人装具システム技術	民間の先端技術を活用し、隊員の効果的な防護や状況把握能力を高める個人用装具システムに関する技術	03	09
	生物兵器対処技術	生物剤探知・同定技術および生物剤などの多重脅威対処用の個人防護装備に関する技術	04	10

資料73 防衛省において開発中の主要な装備品など

	区分	開発開始（年度）	項目
航空機	次期固定翼哨戒機、次期輸送機	01	平成23年度以降、P-3Cの後継およびC-1の後継として運用可能な次期固定翼哨戒機および次期輸送機であり、その適用技術の共用化により低コストで開発
	無人機研究システム	04	無人で自律飛行しながら、映像情報などのデータを収集・伝達し、着陸帰投する無人機（固定翼）について、自動滑走着陸技術および映像システム技術を確立し、無人機の運用などの研究に供するシステム
誘導武器	99式空対空誘導弾（改）	02	99式空対空誘導弾の残存性、攻撃範囲、対妨害性などの機能・性能を向上させた中射程空対空ミサイル
	中距離多目的誘導弾	04	普通科部隊などに装備し、多様な事態において敵部隊などを撃破するために使用する多目的ミサイル
	短SAM（改Ⅱ） 基地防空用地対空誘導弾	05	81式短距離地対空誘導弾の後継として作戦地域の全体的な対空火網を構成するとともに基地防空火器の主力として使用する地対空ミサイル
	新弾道ミサイル防衛用誘導弾	06	既存の弾道ミサイル脅威対処能力の向上、および高性能、多様化する弾道ミサイルに対処可能とする将来の艦載型の新弾道ミサイル防衛用誘導弾であり、日米共同で開発する
火器・車両	新戦車	02	現有戦車の後継として戦車部隊に装備し、多様な事態において敵部隊などを撃破するために使用する戦車
	NBC偵察車	05	化学防護隊（小隊）などに装備し、広域にわたる有害化学剤、生物剤および放射能汚染地域の状況を迅速に偵察（検知、識別など）する車両
	機動戦闘車	08	戦闘部隊に装備し、空輸性、路上機動性等に優れた機動力をもって迅速に展開し、敵装甲戦闘車両等を撃破するために使用する装輪車両（注）
艦中武器	新対潜用短魚雷	05	浅海域から深海域までのあらゆる海域を行動する高性能潜水艦を攻撃するために使用する短魚雷
電子機器	戦闘機搭載用IRST装置	03	電子戦環境下などにおける火器管制レーダの探知性能の低下を補完し、目標の探知、追尾のみならず搭載空対空ミサイルの射撃管制に使用する赤外線捜索追尾（IRST: Infra-Red Search and Track）装置
	対空戦闘指揮統制システム	04	高射特科部隊に装備し、対空戦闘に必要な情報の収集・処理・伝達と対空戦闘部隊の指揮統制を迅速・的確に実施するためのシステム
	火力戦闘指揮統制システム	06	野戦特科部隊等に装備し、目標情報の収集・処理伝達および火力戦闘の指揮統制を迅速・的確に実施するためのシステム
	新野外通信システム	07	方面隊、師団などに装備し、指揮・統制・情報伝達のための通信を継続的に確保するために使用するシステム
その他	空対空用小型標的	06	現有の多機能かつ高価な標的の一部代替として、標的母機（F-15）に搭載し、各種空対空ミサイル射撃訓練のために使用する小型で軽量かつ低価格の標的

（注）装備化する場合には、戦車と併せ、戦車数量（現在の「防衛計画の大綱」では約600両）を超えないことを想定した開発。

## 資料74 市民生活の中での活動

項目	活動の細部と実績
不発弾などの処理 (注1)	○陸自が地方公共団体などの要請を受けて実施 ○昨年度の処理実績：件数1,310件（平均すれば週約25件）、量にして約36.1トン。特に、沖縄県での処理量は、約23.2トン（全国の処理量の約64.3%）（なお、発見された不発弾等が化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認など可能な範囲で協力）
機雷等の除去 (注2)	○海自が、第二次世界大戦中に敷設された機雷のため設定された危険海域の掃海を実施 ○危険海域にあった機雷の掃海はおおむね終了。現在、地方公共団体などの要請を受けて爆発性の危険物の除去や処理を実施 ○昨年度の処理実績：機雷3個を含む1,526個（平均すれば週約29個）、量にして約9.9トン（なお、発見された不発弾等が化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認など可能な範囲で協力）
医療面での活動 (注3)	○防衛医科大学校（埼玉県所沢市）および一部の自衛隊病院（全国16か所のうち、自衛隊中央病院（東京都世田谷区）など5か所）では一般市民の診療を実施 ○防衛医科大学校では、第3次救急医療施設である救命救急センター（重傷や重体、危篤疾病者の医療を行う施設）を運営 ○自衛隊の主要部隊が保有する衛生部隊は、地方公共団体などからの要請があれば、災害発生時の救急医療、防疫などに努める。 ○陸自開発実験部隊医学実験隊（東京都世田谷区）、海自潜水医学実験隊（神奈川県横須賀市）、空自航空医学実験隊（東京都立川市および埼玉県狭山市）が、それぞれ野外衛生、潜水医学、航空医学などの研究を実施 ○防衛医科大学校防衛医学研究センター（埼玉県所沢市）では、救命・救急医学に関する研究などを実施
運動競技会に対する協力（注4）	○関係機関から依頼を受け、国内でのオリンピック競技大会、アジア競技大会、および国民体育大会の運営について、式典、通信、輸送、音楽演奏、医療・救急などの面で協力 ○マラソン大会、駅伝大会などに際し、輸送・通信支援などを実施
地元との交流	○全国の駐屯地や基地の多くは、地元からの要請により、グラウンド、体育館、プールなどの施設を開放 ○多くの隊員が、市民や地方公共団体などが主催するさまざまな行事に参加したり、個人的にスポーツ競技の審判や指導員を引き受けるなど、地元の人々と交流

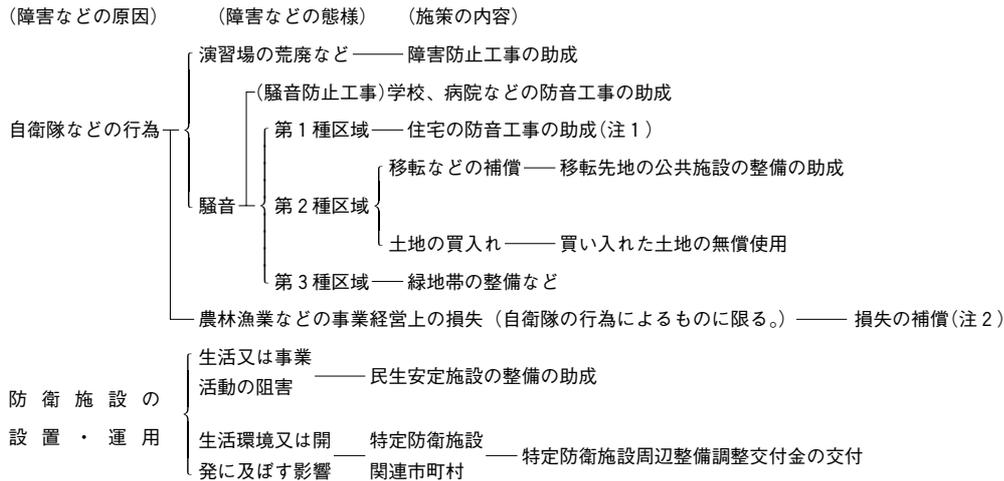
- (注) 1 自衛隊法附則  
2 自衛隊法84条の2  
3 自衛隊法27条、防衛省設置法4条10号など  
4 自衛隊法100条の3

## 資料75 社会に貢献する活動

項目	活動の細部と実績
教育訓練の受託 (注1)	○部外からの依頼に基づき、自衛隊員以外の者に対する教育訓練を実施 ○警察、海上保安庁や消防職員に対するレンジャーの基礎的な訓練、水中における捜索や救助法、化学災害などへの対処要領の教育、警察や海上保安庁の職員に対する航空機の操縦訓練、また、防衛研究所や防衛大学校研究科における民間企業や他省庁などの職員の教育を受託
輸送業務 (注2)	○関係省庁などからの依頼に基づき、陸・海・空自衛隊のヘリコプターや政府専用機などにより、国賓や内閣総理大臣などを輸送 ○厚生労働省や外務省からの依頼に基づき、硫黄島戦没者の遺骨収集、日米戦没者合同慰霊顕彰式、慰霊巡拝などに対する輸送を支援 ○天皇・皇族の外国ご訪問の際に使用されるほか、内閣総理大臣が国際会議に出席する際などにも使われる政府専用機の運行（なお、05（平成17）年7月に自衛隊法施行令が一部改正され、重要な公務の遂行のために特に必要があると認められる場合には、自衛隊機により国務大臣を輸送）
国家的行事での礼式など（注3）	○国家的行事などにおける天皇・皇族、国賓などに対する儀じょう（注4）、と列（注5）、礼砲（注6）などの礼式 ○諸外国からの国賓に対する歓迎式典などにおける儀じょうや礼砲
南極地域観測への協力（注7）	○65（昭和40）年の第7次観測から、砕氷艦の運用などの協力をを行い、昨年度に50周年を迎えたわが国の南極地域観測事業に大きく貢献 ○昨年11月から本年4月までの第49次観測支援では、砕氷艦「しらせ」が、観測隊員および物資約870トンの輸送、観測隊が計画する海洋観測、定常観測、研究観測について艦上観測支援などを実施（砕氷艦「しらせ」は就役から25年が経過し、各所に老朽化が見られることから、本年の航海を最後に退役する。05（平成17）年度に後継艦の建造に着手しており、09（平成21）年度に就役予定）
その他の協力	○気象庁の要請による航空機での火山観測や北海道沿岸地域の海水観測など各種の観測支援 ○放射能対策連絡会議の要請による高空の浮遊塵の収集や放射能分析、国土地理院の要請による地図作製のための航空測量などの支援 ○国や地方公共団体などの委託を受けた土木工事（訓練の目的に適合する場合のみ）（注8） ○その他、海水観測、硫黄島への民航チャーター機運航に対する支援や音楽隊派遣などを実施

- (注) 1 自衛隊法100条の2  
2 自衛隊法100条の5など  
3 自衛隊法6条、自衛隊法施行規則13条など  
4 儀じょう：国としての敬意を表するため、儀じょう隊が銃を持って敬礼などを行うこと  
5 と列：路上に整列し、敬礼を行うこと  
6 礼砲：敬意を表するために大砲などで空包を撃つこと  
7 自衛隊法100条の4  
8 自衛隊法100条

## 資料76 防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要



(注1) 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域

飛行場などの周辺で航空機の騒音に起因する障害の度合に応じて次のように定める。

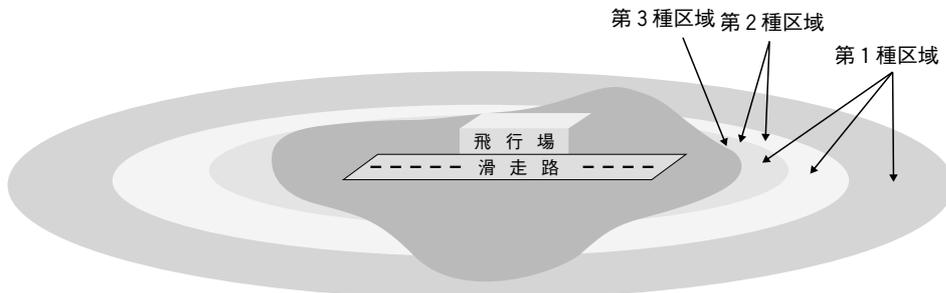
第1種区域：75WECPNL以上の区域

第2種区域：第1種区域内で、90WECPNL以上の区域

第3種区域：第2種区域内で、95WECPNL以上の区域

2 WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level、加重等価継続感覚騒音レベル)

特に夜間の騒音を重視して、音響の強度のほかはその頻度、継続時間などの諸要素を加味して、人の生活に与える影響を評価する航空機騒音の単位である。



(注2) 在日米軍などの行為によるものについては、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」(1953年制定)により損失の補償を行っている。

## 資料77 防衛施設と周辺地域との調和を図るための新たな施策

新たな施策	事業内容
施設周辺整備統合事業	防衛施設の設置・運用による障害が特に著しい特定地域において、地方公共団体が行う計画的な生活環境などの整備事業に対し、複数の事業を一括して採択し、地方公共団体が裁量的に施行できる事業を実施
太陽光発電システムの設置助成	住宅防音工事で設置した空調機器(エアコンなど)の電気料金の負担を軽減するため、住宅防音工事の一環として太陽光発電システムの設置助成を実施することについての検討を行うモニタリング事業を実施
住宅の外郭防音工事の促進	居室単位で実施していた住宅防音工事について、住民の生活利便性の向上などを図るため、住宅全体を対象とする外郭防音工事を促進
まちづくり支援事業	防衛施設が与える障害を極小化するのみならず、地域社会の発展に積極的に貢献するため、地方公共団体が進める周辺財産(飛行場周辺)などを活用した「まちづくり」構想策定および当該事業に対する助成事業を実施
既存公共施設の改修事業	コミュニティ供用施設、公民館などが経年による老朽化や高齢化の進展により地域住民の需要などに対応できていない場合に、バリアフリー化や施設の安全性の向上のための改修工事の助成
飛行場周辺の周辺財産の積極的な利活用	緑地帯などとして整備・管理してきた周辺財産について、積極的な利活用を促進するため、国がベンチ、休憩所などを整備し、地方公共団体に使用を許可、また、市民農園などとして地方公共団体に使用を許可

(<http://www8.cao.go.jp/survey/h17/h17-bouei/index.html>)

今回の調査の概要

調査時期：平成18年2月16日～2月26日

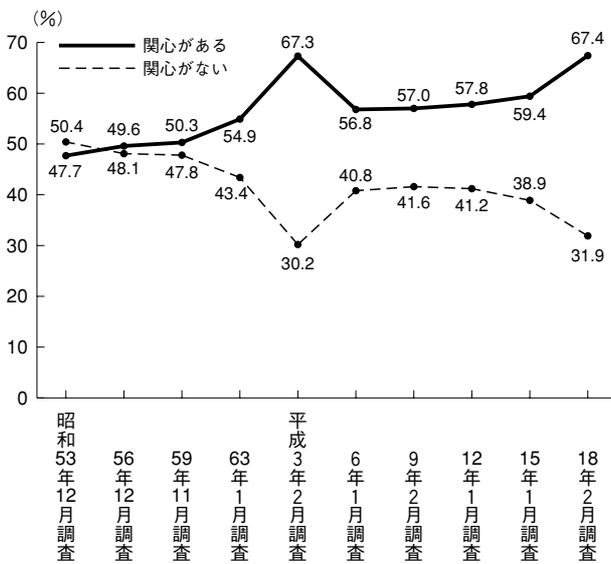
調査対象：全国の20歳以上の者3,000人

有効回収数（率）：1,657人（55.2%）

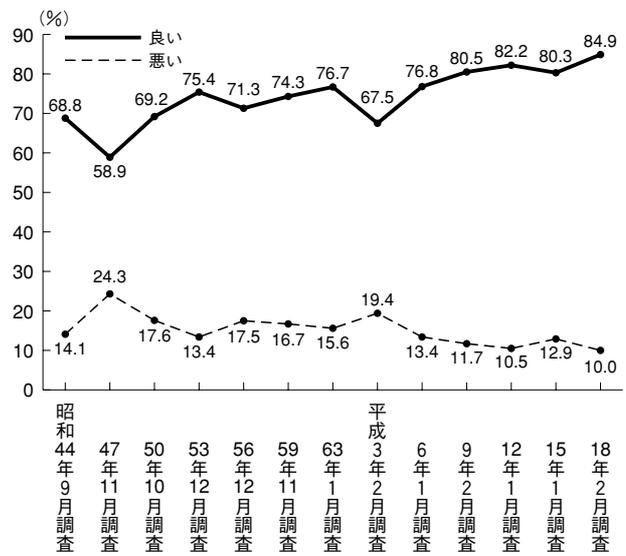
調査方法：調査員による個別面接聴取

注：結果数値（%）は、表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。

1 自衛隊や防衛問題に対する関心

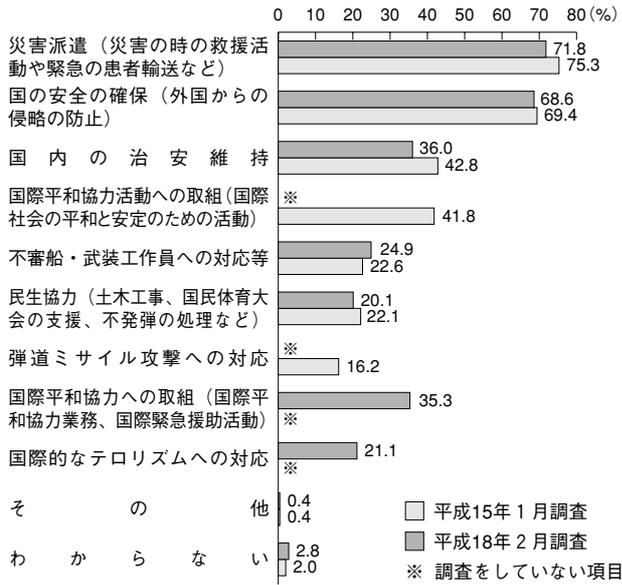


2 自衛隊に対する印象

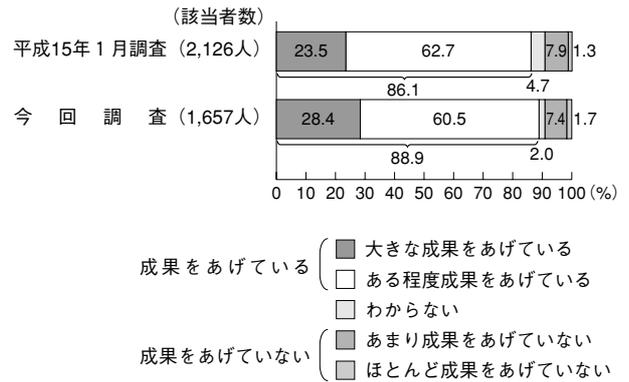


## 3 自衛隊の役割と活動に対する意識

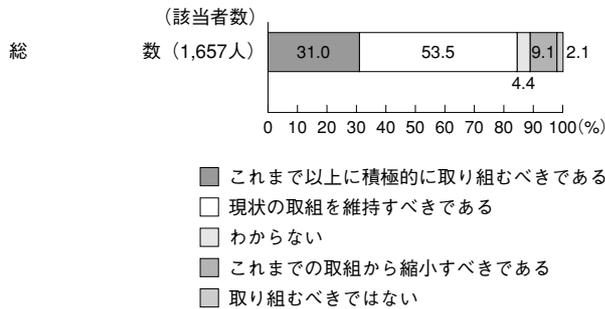
## ① 自衛隊が存在する目的（複数回答）



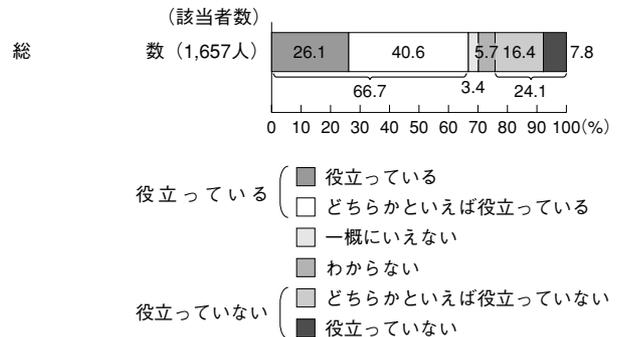
## ② 災害派遣活動の印象



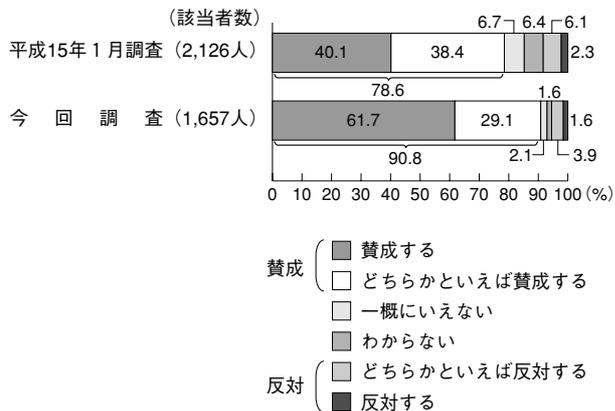
## ③ 国際平和協力活動の今後の取組



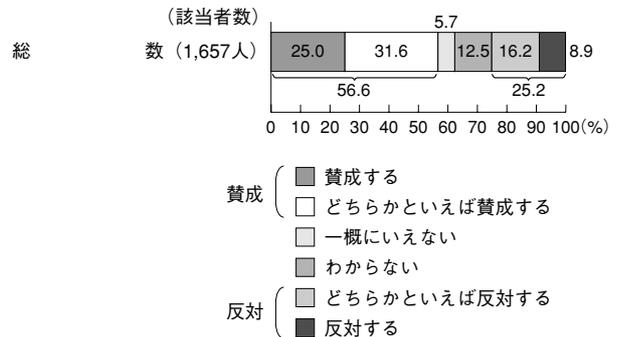
## ④ イラク復興における自衛隊の活動の成果



## ⑤ 外国の災害等に対する救援活動への賛否

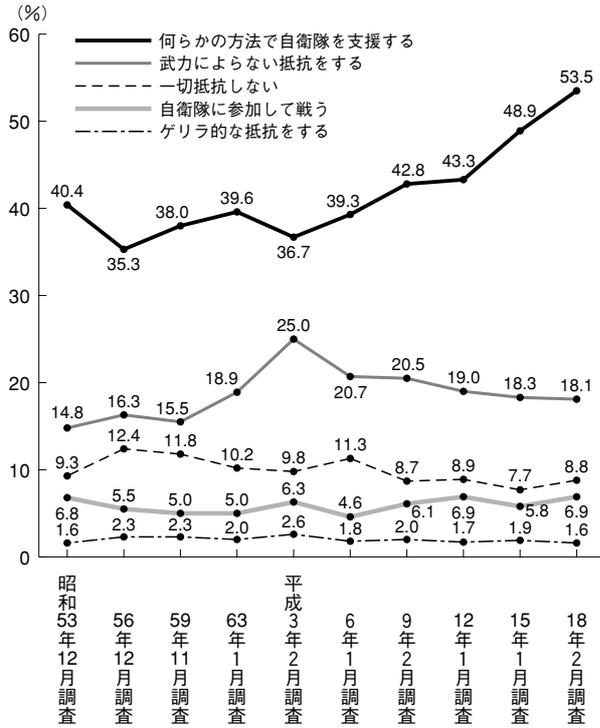


## ⑥ 弾道ミサイル防衛（BMD）システム整備への賛否

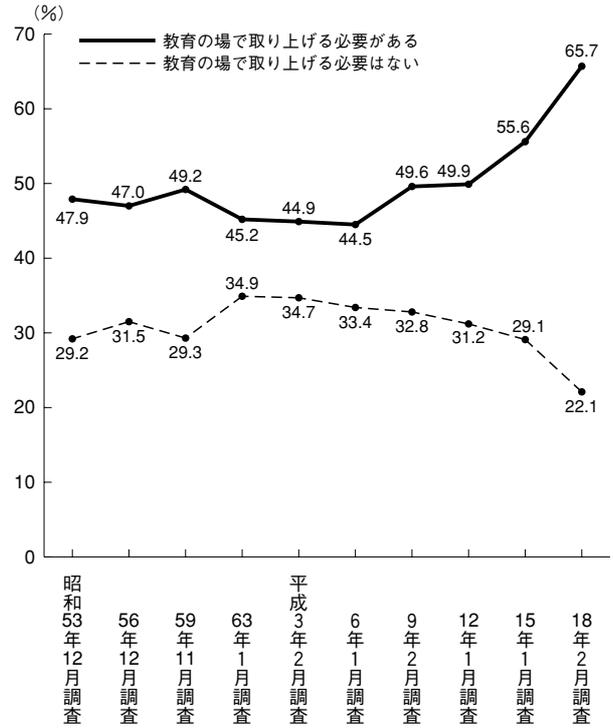


## 4 防衛についての意識

## ① 外国から侵略された場合の態度

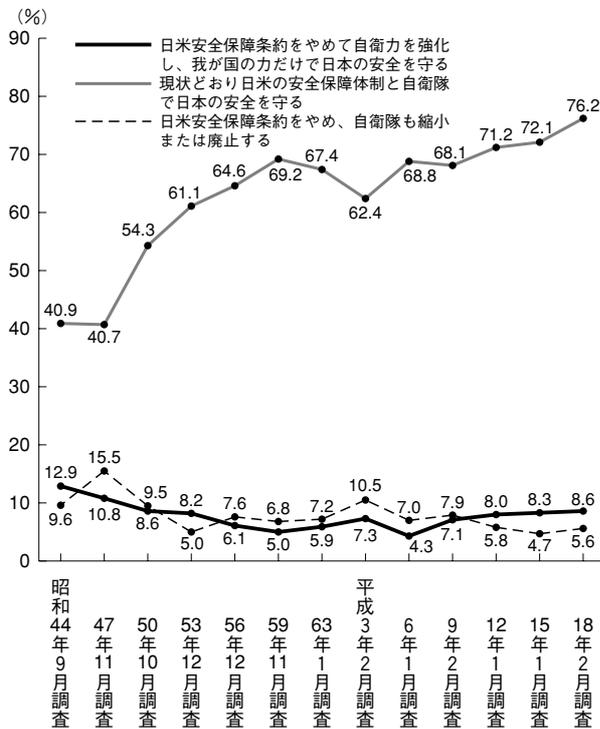


## ② 国を守るという気持ちの教育の必要性

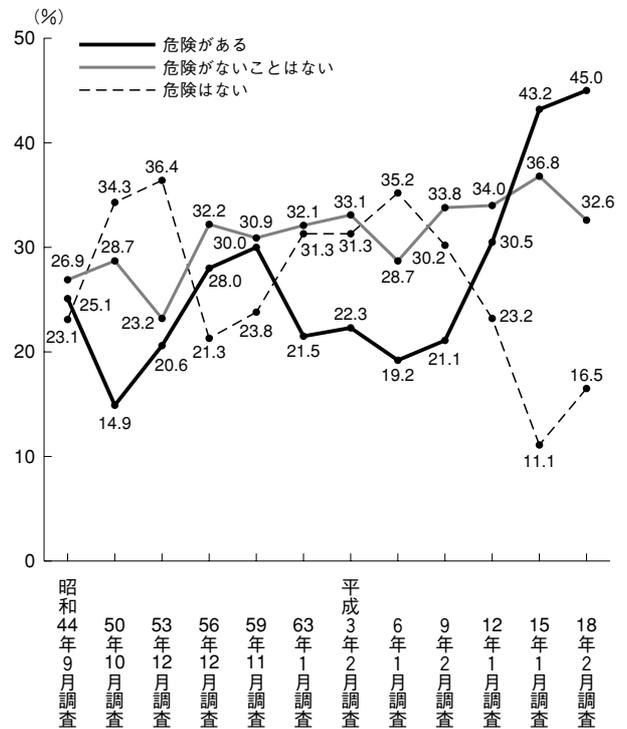


## 5 日本の防衛のあり方に関する意識

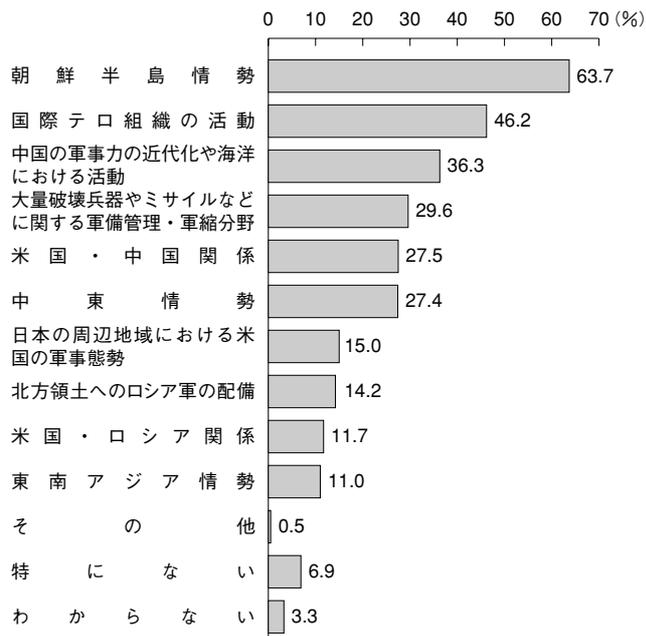
## ① 日本の安全を守るための方法



## ② 日本が戦争に巻き込まれる危険性



③ 日本の平和と安全の面から関心を持っていること（複数回答）



資料179 防衛省における情報公開の実績（平成19年度）

	防衛省	防衛施設庁・各地方防衛(支)局
1 開示請求件数		
開示請求受付件数	1,431	285
2 開示決定等件数		
開示決定等件数	1,330	266
開示決定	625	175
部分開示決定	466	59
不開示決定	239	32
3 不服申立て		
不服申立て件数	209	2
4 訴訟件数		
訴訟件数	0	0